（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官二十三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十一人（うち百七十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　略］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十九人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　金融機関等（令第三条第二項第二号及び第三号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　略］

3　［略］

［項を削る。］

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官二十二人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百十一人（うち百七十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　同上］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室、金融会社室、暗号資産モニタリング室、信用機構対応室及び金融サービス仲介業室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　［同上］

一　［同上］

二　金融機関等（令第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　同上］

3　［同上］

4　金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ロ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ハ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ニ　不動産特定共同事業を営む者

ホ　前払式支払手段発行者

ヘ　資金移動業を営む者

ト　認定資金決済事業者協会（暗号資産モニタリング室の所掌に属するものを除く。）

二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

三　電子記録債権の電子記録に関すること。